

トイレトレーラー等車体ラッピングデザイン業務委託 仕様書

1. 件名

トイレトレーラー等車体ラッピングデザイン業務委託

2. 目的

災害時やイベント時に清潔なトイレを提供する移動式トイレ「トイレトレーラー」等の車体のラッピングについて、災害時に安心感や安全、安らぎを感じる緑色系のデザイン作成及びデータ制作等を行うことを目的とする。

3. 業務内容

災害時に安心感や安全、安らぎを感じる緑色系のラッピングデザインを制作する。

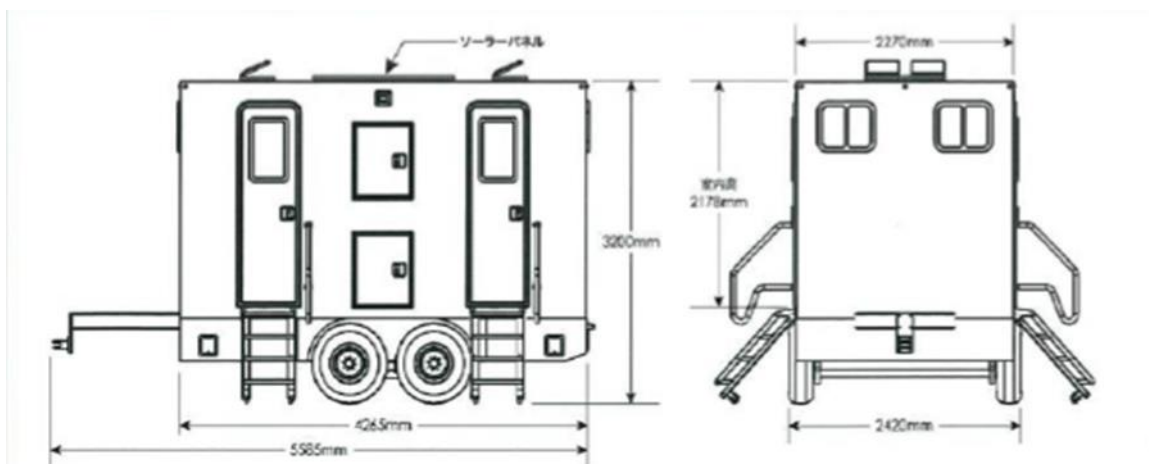
- (1) 「福岡市」「FUKUOKA NEXT」の文言とロゴを含んだデザインとすること。
- (2) キャラクター等は使用しないデザインとすること。
- (3) トイレ機能を阻害しないデザインとすること。
- (4) 提案競技時のデザイン原案を基に、発注者との協議によりデザインを作成・修正すること。
- (5) デザインは、未発表かつ著作権及び商標権、その他の第三者の権利を侵害する恐れがないものとする。
- (6) トレーラー等へのラッピングが施工可能なデザインとすること。
- (7) データ制作業務の種別等は、以下の3種とする。なお、上部については、デザイン範囲とするが、設備器具が設置されていてスペースが限定されるため、図柄などは配置せず文字などの表現とする。

① トイレトレーラー

側面約 H3200 mm×W4265 mm

背面約 H3200 mm×W2270 mm

上部約 H2270 mm×W4265 mm

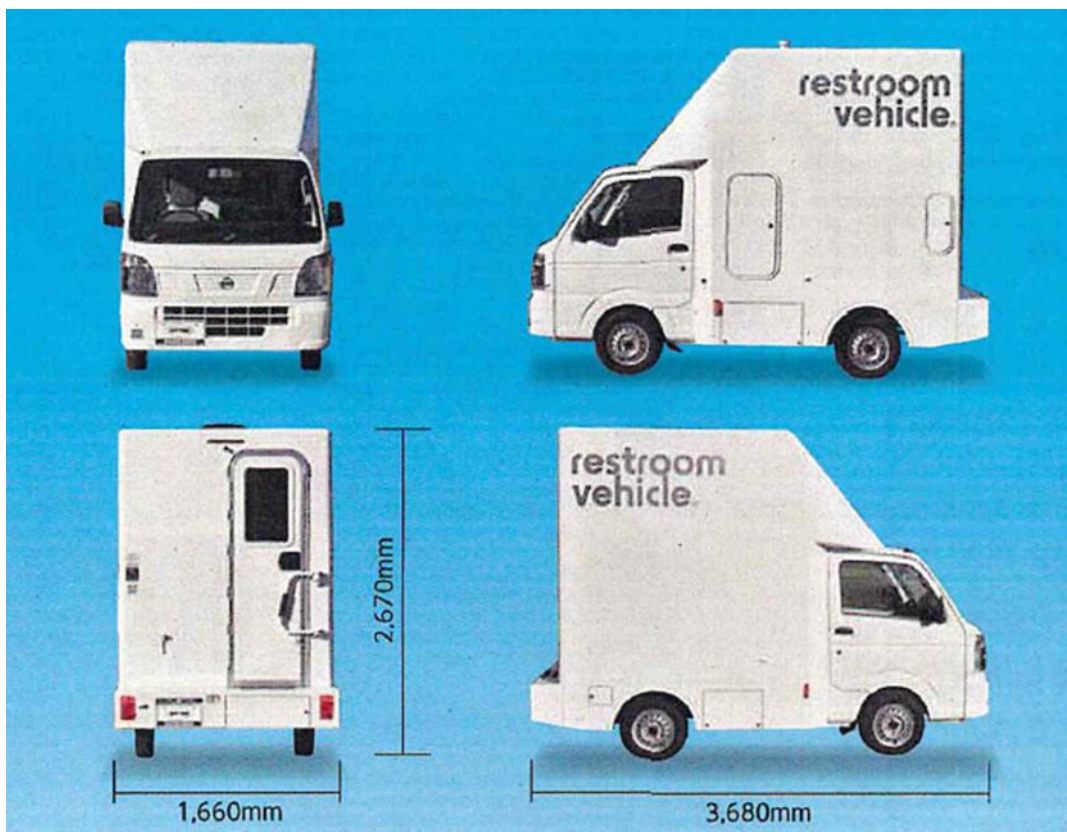


② 小型トイレカー

側面約 H2670 mm×W3680 mm

背面約 H2670 mm×W1660 mm

上部約 H1660 mm×W3680 mm



③ 大型トイレカー

側面約 H3015 mm×W6525 mm

背面約 H3015 mm×W2190 mm

上部約 H2190 mm×W6525 mm

外観寸法



4. 成果物

- (1) 版下データ (illustrator) 及び PDF 形式、PNG 形式、JPEG 形式
- (2) デザイン意図・コンセプト・デザイン図をまとめた資料 PDF 形式
- (3) 上記のデータを納めた電子媒体 (CD-R又はDVD-R) で2部

5. 納品場所

福岡市市民局防災・危機管理部防災企画課

6. 本委託における著作権等の取扱い

- (1) 本委託で制作された物 (以下「制作物」という。) に係る著作権等は福岡市に帰属するものとする。
- (2) 福岡市は、制作物の一部について差替え、削除及び追加の必要性が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 福岡市は、制作物を他の用途に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) (3) の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用するものに係る著作権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

7. その他

- (1) 下記の内容は制作費に含まれる。
 - ① デザイン、レイアウト及び版下の作成費用
 - ② イラストまたは写真を使用する場合は製作・撮影・許可等に必要となる一切の費用
- (2) デザインについては、校正が発生するものとし、その費用も考慮すること。

8. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日 (金) まで

※各業務について版下データの入稿予定は下記のとおり。

※ただし、状況によってはスケジュールが変更されることもあるので、留意すること。

業務内容	入稿予定
(1) トイレトレーラーのデザイン制作	令和8年1月30日 (金)
(2) 小型トイレカーのデザイン制作	令和8年9月30日 (水)
(3) 大型トイレカーのデザイン制作	令和8年12月25日 (金)

9. 留意事項

- (1) 関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。
- (2) この委託契約に係る業務の遂行にあたっては、受託者は、福岡市と十分な協議及び連絡を行うこと。
- (3) この委託契約に係る委託内容は、福岡市と受託者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等については、両者協議の上、決定する。
- (4) この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任により対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (5) 成果物を納品した後において、成果品や業務履行上の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処すること。
- (6) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、福岡市の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。